

「ほのぼの」シリーズ
 障害者総合支援法対応システム
 システム担当者 様



システム開発本部 開発第1部 部長 五十嵐 悠太

お詫び

常勤看護職員等配置加算が不正に算定される場合があります

拝啓 平素より「ほのぼの」シリーズをご愛顧いただきまして厚く御礼申し上げます。

早速ではございますが、ほのぼのmoreにおきまして、以下の不具合が発生することが判明いたしました。この度の不具合により、大変ご迷惑をお掛けしますことをお詫び申し上げます。不具合の内容および今後の対応につきまして下記のとおりご案内申し上げます。大変お手数をお掛けし申し訳ございませんが、ご対応の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

今後とも品質において一層の向上に努めて参ります。

敬具

記

【対象の事業種別】

生活介護

【発生条件】

以下の条件を全て満たし、自動算定をおこなった場合に発生いたします。

- ① 処理年月が「R6/4」以降。
- ② 【請求管理システム】 → [ツール] メニュー → [事業者設定マスタ] の「常勤看護職員配置」を「あり」に設定している。
- ③ 【請求管理システム】 → [サービス] 画面 → [マスタ] ボタンから起動する[単位数マスタ]画面で「常勤看護職員等配置加算」に単位数を設定している。
- ④ 「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準 別表 障害児通所給付費単位数表第1の1の表」の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者（以下「医療的ケアを必要とする利用者」といいます）の利用が無い日がある。

【不具合の内容】

医療的ケアを必要とする利用者の利用が無い日についても、常勤看護職員等配置加算が算定されてしまい、そのまま請求をおこなうと不正請求になる可能性があります。

【運用回避策】

お手数お掛けいたしますが、以下の手順にて算定情報を手動で削除いただけますようお願いいたします。

通常の請求処理と同様に[サービス]画面または[サービス一覧]画面で自動算定を行った後、医療的ケアを必要とする利用者の利用が無い日について、すべての利用者の「常勤看護職員等配置加算」を手動で削除していただくようお願いいたします。

例) [サービス]画面の場合

通所日																				
利用項目	単位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
サービス内容		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
生活介護	5	■								■										■
生活介護 常勤看護職員等配置加算	250	■								■										■

① 「利用項目」ボタンをクリックし、算定されたサービスを明細の上部に表示します。

